

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（委員の任期）</p> <p>第五条 委員の任期は、二年（委員の任期を二年を超え三年以下の期間で市町村が条例で定める場合にあつては、当該条例で定める期間）とする。</p> <p>ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（都道府県審査会に関する準用）</p> <p>第九条 第四条から前条までの規定は、法第二十六条第二項に規定する都道府県審査会について準用する。この場合において、第四条中「各市町村（特別区を含む。以下同じ。）」とあるのは「各都道府県」と、第五条第一項及び前条第三項中「市町村」とあるのは「都道府県」と読み替えるものとする。</p>	<p>（委員の任期）</p> <p>第五条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（都道府県審査会に関する準用）</p> <p>第九条 第四条から前条までの規定は、法第二十六条第二項に規定する都道府県審査会について準用する。この場合において、第四条中「各市町村（特別区を含む。以下同じ。）」とあるのは「各都道府県」と、前条第三項中「市町村」とあるのは「都道府県」と読み替えるものとする。</p>